

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画道路 幹線街路放射第6号線

2 理由

幹線街路放射第6号線（以下「放射第6号線」という）は、千代田区九段南二丁目を起点とし、練馬区関町南四丁目西東京市境に至る延長約17.6キロメートルの路線である。

放射第6号線のうち、千代田区九段南二丁目に位置する交差点（以下「当該交差点」という）については、当該交差点付近の単路部は既に整備が完了しているが、当該交差点の隅切りについては一部未整備となっている。

当該交差点の隅切りについて、「道路構造令の解説と運用」を参考にしながら、隅切りの計画の要否を検証した。その結果、現道の隅切りが必要な隅切り長を満たしていることが確認されたため、現道へあわせる計画の変更（隅切りの縮小）を行う。

このため、放射第6号線のうち、当該交差点における隅切りの一部区域を変更する。